

由利本荘市農地賃借料情報

令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。この農地賃借料情報は、農地法第52条に基づき毎年公表するものです。

令和3年1月

由利本荘市農業委員会

(10aあたり)

農地別・地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
水田	本荘	9,200 円	22,800 円	3,000 円	1,240 筆
	矢島	9,800 円	22,800 円	3,000 円	360 筆
	岩城	7,400 円	15,000 円	3,500 円	237 筆
	由利	8,900 円	22,800 円	3,000 円	584 筆
	大内	9,300 円	17,100 円	5,000 円	718 筆
	東由利	8,700 円	15,000 円	3,000 円	1,201 筆
	西目	8,200 円	16,800 円	3,000 円	256 筆
	鳥海	6,600 円	13,000 円	3,000 円	638 筆
畑地	市全体	7,000 円	20,000 円	1,000 円	102 筆

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 物納契約の場合は、11,390円/60kg(JA令和2年産ひとめぼれ1等米の概算払金額)で換算しています。

※ 農地の貸し借りをを行う場合は、賃借料情報を目安とし、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。

※ 契約期間の途中であっても、農地法第20条第1項の規定により、双方が合意した場合は賃借料を変更することができます。